

高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

平成20年4月から、医療保険と介護保険の自己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成25年8月1日から平成26年7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が下表の限度額を超えている場合に支給されるものです。

（医療費分は、高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

加入保険・年齢		後期高齢者医療+介護保険 75歳以上	国民健康保険+介護保険 70~74歳	国民健康保険+介護保険 70歳未満
所得区分				
上位所得者・現役並み所得者		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成26年7月31日時点）と同じです。ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

◎多久市国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者で、佐賀中部広域連合の介護保険加入者は、支給対象となった場合は、多久市（または佐賀県後期高齢医療制度）から通知を送付します。通知が来ていない場合でも、支給対象となる場合があります。その場合は保険年金係までお問い合わせください。

◎他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

◎介護保険の自己負担額の発行申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課、または郵送で受け付けています。

■問い合わせ 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

多久市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰！

11月7日、全国食生活改善大会・全国食生活改善推進員協議会大会が福井県で開催され、これにあわせ、多久市食生活改善推進協議会が、厚生労働大臣表彰を受賞しました。

この受賞は、長年にわたり、市民を対象に「食べる楽しさ」や「作る楽しさ」を伝える教室の実施や地域での食に関する取り組みから健康づくりの推進への貢献が評価されたものです。

多久市食生活改善推進協議会会長の野北光枝さんは「新たな取り組みやメンバーの地道な活動が評価されたもの。一番大事な“食”のこと。さらに国や自治体からの支援があればさらに良くなります」と活動について話されました。



▲平成18年から取り組んでいる“お多福エプロン隊”の食育活動の様子。保育園や小学校で年間20回の活動を行っています。



▲多久市食生活改善推進協議会のみなさん

株式会社JA食糧さが 農産物処理加工施設落成式

米穀の精米・販売を行う株式会社JA食糧さがの処理加工施設が多久北部工業団地に完成し、11月21日、落成式が行われました。式典では、江頭一典代表取締役社長が「米の消費量減少など厳しい状況が続いていますが、無洗米など販路拡大に取り組んできました。落成をきっかけに消費者、生産者の満足度向上に努めていきます」とあいさつしました。

今回の施設は、年間1万5千トンの生産処理可能量を有する



◀工場設備起動の様子



▶関係者を対象にした設備見学

精米加工設備と年間約14トンの生産を目標とする米粉の製粉設備を有し、九州では初の導入となる3系列の精米選別ユニットで純度の高い精米技術を誇ります。